

家内労働（内職）の委託者の皆様へ

ご存知ですか？「委託状況届」

厚生労働省では、家内労働法に基づいて、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定および周知、安全衛生の措置などのさまざまな施策を推進しています。

家内労働法第26条により、家内労働の委託者は、毎年4月1日現在の委託状況について、4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記入した「委託状況届」を、所在地を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません（新たに委託者となった場合は遅滞なく提出する必要があります）。

委託者の皆様は、忘れずに、**4月30日（提出期限）**までにご提出されますようお願いいたします。